

おもな事業を紹介します

Part 4

行政改革の推進

「行政改革大綱」 「集中改革プラン」を策定

合併後5年間（平成17年度から21年度まで）の行政改革の指針となる「にかほ市行政改革大綱」および「にかほ市集中改革プラン」を策定しました。大綱では、「行政のスリム化・



住民と協力し合いまちづくりを進めます

効率化」「合併効果を生かした財政合理化」「住民参加のまちづくり」の3点を改革の柱に据えて取り組みの指針を示しています。合併による人員および事務事業の整理・統合の効果を勘案し、21年度までの5か年で9億7,600万円の財政的な経費削減を目指しています。

18年度は、大綱に盛り込まれた計画を実行に移す実質的な初年度です。目標の21年度に向けて市が取り組むべき主な課題と目標を紹介いたします。

改革の柱1

行政のスリム化・効率化

▽組織の統廃合を随時検討・実施し、少子化対応等に即した組織づくりを図ります。
▽市職員の定員管理の適正化に

改革の柱2

合併効果を生かした財政合理化

▽施設維持管理費や内部管理経費、補助金等について、合併に伴う経費削減効果を生かしながら事務事業の整理合理化を進めます。
▽税等の徴収率向上、住民負担の均一化・見直し、県からの権限移譲受け入れを進め、住民サービスの向上と併せて財源の確保を図ります。

改革の柱3

住民参加のまちづくり

▽簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や団体などが行うまちづくりのための取り組みに対する支援や、協働のまちづくり実現に向けて自治基本条例を策定します。
▽情報公開制度などの活用により行政の公正確保および透明性向上を図ります。

情報公開の推進

行政と住民が情報を共有化することは、住民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するための第一歩。市では、「にかほ市情報公開条例」を定め、情報公開を推進しています。

対象の情報

職員が職務上作成または取得した文書、図画など。

情報開示手数料

閲覧：無料

写しの交付：1枚につき20円（A3判を超えるものは100円）※請求者が市内に住所を有する方、市内の事業所等に勤務する方などの場合。

請求方法等

所定の様式に記入のうえ請求ください。手続の詳細についてはお問い合わせください。法令等の規定により開示できない情報、個人に関する情報等、公開できない場合があります。

問い合わせ

総務部総務課 43-7507

国民保護計画の策定

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、通称「国民保護法」が平成16年9月17日に施行されたことを受け、国は、基本指針の策定等態勢の整備を図り、県でも条例を制定して、態勢の整備を進めています。

地方公共団体には、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、救援等さまざまな役割が期待されているため、今年度中に「にかほ市国民保護計画」を作成します。

地域防災計画の策定

この計画は、災害対策基本法に基づき、風水害など一般災害対策および地震災害対策に係る総合的な計画です。市や関係機関、住民等が相互に有機的な関連を持って、市全域に係る災害応急対策、復旧対策を実施すること、住民の生命、身体および財産を保護することを目的に作成します。

市では、18、19年度の2か年で作成しますが、十分な審議を重ね、早期作成に努めます。

地域防災の推進

「安全・安心な暮らしと環境づくり」

鳥海山火山防災マップの全戸配布

従来の鳥海山火山防災マップは、平成13年3月に秋田県・山形県両県において、それぞれ作成されています。

これらのマップは、記載されている土砂移動現象や掲載項目に差異があるほか、それぞれ自分の県内部分のみの記載のため、「全体版」のマップは未作成でした。

このため、県、関係市町では想定される現象を統一させた最新版の火山マップを作成します。市では、6月以降に全戸配布いたします。

自主防災組織等の育成強化

万一、大規模災害が発生すると通信や道路事情の悪化、火災の多発等により市防災関係機関の活動が十分に果たせない状況になることが考えられます。災害から住民を守るためには、各地域（町内）の協力体制が不可欠であり、災害に強いまちづく



昨年の総合防災訓練

りを目指すためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民および個々人の強い意識が必要です。このため、象潟地域で全戸配布している海岸部の津波浸水予想図等を示した「津波災害マニュアル」の金浦・仁賀保地域版の作成に取り組みます。

自主防災組織では、「自主防災組織活動マニュアル」を作成

します。さまざまな事態に対して個人はどうすればいいのか、地域はどうあるべきかなど、そ

地域防災行政用無線の整備

従来の旧町で使用していた防災行政用無線局は、合併に伴い市に承継されていますが、それぞれ異なる周波数を使用していることから、周波数の移行が必要となります。

無線局の周波数の割り当ては、原則として1市町村1波のため、市では「移行計画書」を東北総合通信局に提出し、将来の「デジタル化」を見据えた地域防災行政用無線設備を5か年計画で整備します。

今年度は、その初年度にあたり新たな伝達システムの構築のため、将来の基本構想等を確立します。